

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により定め、同条第 3 項の規定により公表していた特定事業の実施に関する方針を修正したので、別冊のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 25 日

法務大臣 鈴木 馨祐

国際法務総合センター維持管理・運営事業 実施方針

法 務 省

令和7年2月17日
(令和7年3月25日修正)

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定方法等に関する事項	1 1
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	1 2
1	民間事業者の募集及び選定方法	1 2
2	選定の手順及びスケジュール	1 2
3	選定手続等	1 2
4	応募者等の要件	1 5
5	事業者選定に関する事項	1 7
6	提案書類の取扱い	1 8
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	1 8
1	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	1 8
2	提供されるサービス水準	2 0
3	人工透析業務の実施に係る条件等	2 0
4	機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等	2 0
5	国による事業の実施状況のモニタリング	2 0
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	2 1
1	施設の立地条件	2 1
2	施設の概要	2 1
第 5	提案内容等又は協定の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	2 1
第 6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	2 1
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	2 1
2	事業の継続が困難となった場合の措置	2 2
3	金融機関（融資団）と国との協議	2 2
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	2 3
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	2 3
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	2 3
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	2 3
1	選定手続への参加に伴う費用負担	2 3
2	本事業において使用する言語	2 3
別紙 1	人工透析業務の実施に係る条件等	
別紙 2	機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等	
様式 1	実施方針等に関する質問書	
様式 2	実施方針等に関する意見書	

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

国際法務総合センター維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設等の種類等

本事業の対象となる国際法務総合センター（以下「センター」という。）は、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、女子中間ケアセンター（仮称）、東京西少年鑑別所、矯正研修所、公安調査庁研修所及び国連アジア極東犯罪防止研修所（法務総合研究所国際連合研修協力部）・法務総合研究所国際協力部を集約して運営する施設の総称である。

なお、これらに加え、職員宿舍及び児童公園等外構施設も本事業の対象となる。

ア 矯正施設

(ア) 東日本成人矯正医療センター

主に精神上又は身体上の疾患又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設に収容する必要があると認められる者を収容する医療専門施設（刑務所）

(イ) 東日本少年矯正医療・教育センター

心身に著しい障害があり医療措置や処遇上の配慮が必要な少年を収容する施設（少年院）

(ウ) 女子中間ケアセンター（仮称）

主に支援・介護等のケアが必要な女性受刑者を収容する施設（刑務所）

令和7年11月完成予定

(エ) 東京西少年鑑別所

主に家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容する施設

イ 研修施設

(ア) 矯正研修所

矯正研修所は、矯正職員のうち、主に初・中・上級幹部職員や新たに採用された者に対して、それぞれ職務上必要な知識や技能を習得・向上させる教育及び訓練を行うことを目的とする施設

(イ) 公安調査庁研修所

公安調査庁の職員に対し、実務能力の向上を図るため、職務上必要な知識や技能を習得・向上させる教育及び訓練を行うことを目的とする施設

(ウ) 国連アジア極東犯罪防止研修所（法務総合研究所国際連合研修協力部）・法務総合研究所国際協力部

国連アジア極東犯罪防止研修所は、日本国政府と国連とが共同で設置し、協力して運営している機関であり、日本国側においては、法務総合研究所国際連合研修協力部が、その目的である犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する研修、研究及び調査を実施している。法務総合研究所国際協力部は、法務省が行う国際協力の一環として、関係機関と協力

してアジア諸国に対する基本法令の起草・改正、司法制度の整備、法曹人材の育成への支援などの法制度整備支援活動を行っている。

ウ その他の施設

(ア) 職員宿舎

(イ) 児童公園等外構施設

(3) 公共施設の管理者の名称

法務大臣 鈴木 馨祐

(4) 事業の背景・目的

本事業については、民間委託により、「行政の効率化」、「適正な収容関連サービスの実施」、「適正な矯正医療の確保」及び「地域との共生」を図ることを目的とする。

ア 行政の効率化

センターについては、平成 28 年度から、複数の行政機関を移転集約することにより、各行政機関の機能の充実・強化を図るとともに、物的・人的資源を有効活用することにより、全体として効率的な運営が効果的に行われてきたものであるが、本事業においては、次のとおり更に効率的な業務遂行を目指すこととしている。

施設設備の維持管理業務（建築設備運転監視、エネルギーマネジメント、各種保守点検等）、施設周囲の巡回警備業務及び清掃・環境整備業務については、センター各行政機関に共通する業務であるところ、これらの業務を P F I 事業として一括して複数年次にわたる事業とすることにより、立地上、集約化されたメリットを活かしつつ、より効率的な業務遂行を目指す。

また、総務系業務（経理事務、運転事務等）、収容関連サービス（衣類・寝具の提供、清掃・環境整備等）などについても、集約された各施設に共通する業務であるところ、これらを一元化し、一括して複数年次にわたる事業とすることにより、女子中間ケアセンター（仮称）の整備に伴い必要となる国の職員の増員を抑制しつつ、民間事業者によるシェアード・サービス等の導入による業務効率化を目指し、より効率的な業務遂行を目指す。

イ 適正な収容関連サービスの実施

被収容者等に対する給食業務や洗濯業務などの収容関連サービスを各矯正施設において併せて民間委託することにより、一般社会における大量調理施設や洗濯施設と同等の衛生管理を実現するとともに、特に本事業においては、医療専門施設を含むことから、医療リネンの実施や食事箋に基づく治療食の提供など、専門的知見が求められているところ、病院等での給食や洗濯の実績・ノウハウを有する事業者に委託することにより、より安全で適正な業務遂行を目指す。

ウ 適正な矯正医療の確保

現行事業において、センターは、医療刑務所と医療少年院の医療機能を有機的に統合することで、限られた医療資源を適正に配置し、入院治療から専門的治療に至

るまで適切に対応できるように体制を構築してきた。

本事業においても、民間の資金及びノウハウを活用し、より効率的かつ適正な矯正医療を実現し、矯正医療の拠点となる施設を目指す。

エ 地域との共生

再犯防止施策をさまざまな場面で一層充実させるためには、国だけではなく地方公共団体や地域住民など、社会全体が一丸となって取り組むことが極めて重要であり、矯正施設においても、矯正処遇等を更に推進していく上で周辺地域の住民の理解と協力は欠かせないものである。

そのためには、矯正施設周辺の地域住民に、矯正施設を抱える地元としてのメリットを十分感じていただき、矯正施設について理解を得るとともに、矯正処遇等に地域の人材や資源を活用できる体制を整えていくことが求められている。

そこで、本事業に従事する民間職員については、極力地元から雇用するとともに、選定事業者（以下「事業者」という。）が調達する物資についても可能な限り地元から調達する等、地元雇用の増大や地域経済の振興に資する事業を目指す。

(5) 事業方式

本事業は、事業者が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、前述した刑務所、少年院、少年鑑別所、研修所及び国家公務員宿舎の維持管理及び運営業務の一部を実施する。

(6) 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、事業者が、事業期間終了時までセンターの維持管理及び運営業務の一部を行うことを事業内容とするものであり、対象となる主な業務は以下に掲げるとおりである。

なお、対象施設及び業務の詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 総括マネジメント業務（対象：全施設）

(ア) 基本的考え方

包括委託及び長期契約といったPFI事業の特徴を踏まえ、今後の研修施設及び矯正施設に求められる社会のニーズや医療環境の変化への柔軟な対応に留意しつつ、国が事業者を求める事項を的確に把握し、迅速に対応できる体制と仕組みを構築し、業務を実施する企業を取りまとめ、円滑な業務遂行を行う。

(イ) 業務概要

- 事業実施計画の作成
- 運営体制の構築等
- 業務管理
- 教育、研修
- セルフモニタリング
- その他

イ 運営準備支援業務（対象：女子中間ケアセンター（仮称）のみ）

(ア) 基本的考え方

女子中間ケアセンター（仮称）運営開始に向けた準備を円滑かつ適切に実施できるように、国に対し協力・支援を行う。

(イ) 業務概要

- 施設維持管理業務
- 運営リハーサル
- 物品購入

ウ 施設維持管理業務

(ア) 建築物保守・管理業務（対象：全施設（女子中間ケアセンター（仮称）を除く。））

a 基本的考え方

職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないよう適切に建築物の保守・管理を行う。また、適切に保守・管理を行うことにより、各施設、設備等の性能を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持する。

b 業務概要

- 保守・管理
- 保守・管理に係る機器、備品の整備、管理、更新
- 外構の維持管理
- プールの維持管理
- 職員宿舎の維持管理

(イ) 建築設備保守・管理・運転監視業務（対象：全施設）

a 基本的考え方

職員等の執務及び生活並びに被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行う。また、適切に建築設備の保守・管理・運転監視を行うことにより、各施設、設備等の性能を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持する。

b 業務概要

- 保守・管理
- 運転監視
- 職員宿舎設備の維持管理

(ウ) エネルギーマネジメント業務（対象：全施設（女子中間ケアセンター（仮称）を除く。））

a 基本的考え方

事業者において、運用面からの省エネルギー提案を行い、効率的かつ適正なエネルギーマネジメントを行う。

b 業務概要

- エネルギーマネジメント方針の策定
- エネルギーマネジメント

○ その他

エ 運営業務

(7) 総務業務

a 庶務・経理等事務支援業務（対象：矯正施設及び矯正研修所）

(a) 基本的考え方

対象施設における職員管理、経理等組織全体の運営に関する事務を処理する。

(b) 業務概要

- 庶務事務支援
- 各種統計資料作成支援（対象：女子中間ケアセンター（仮称）及び矯正研修所を除く。）
- 経理事務支援
- 物品調達支援
- 被収容者等の自弁物品購入支援（対象：女子中間ケアセンター（仮称）及び矯正研修所を除く。）

b 自動車運転業務（対象：矯正施設及び矯正研修所）

(a) 基本的考え方

対象施設が所有する公用車の整備、管理、更新及び運転を行う。

(b) 業務概要

- 公用車の整備、管理、更新
- 公用車の運転

c 警備業務（対象：全施設）

(a) 基本的考え方

対象施設及びその敷地について、庁舎管理権に基づく警備を実施する。

(b) 業務概要

- 庁舎等警備（対象：東日本成人矯正医療センター及び女子中間ケアセンター（仮称））
- 構内外巡回警備（対象：女子中間ケアセンター（仮称）を除く。）
- 児童公園の警備

(イ) 収容関連サービス業務

a 給食業務（対象：矯正施設）

(a) 基本的考え方

対象施設に収容されている者への給食を実施する。なお、厨房施設は東日本成人矯正医療センターに整備し、東日本少年矯正医療・教育センター及び東京西少年鑑別所へは東日本成人矯正医療センターで調理した食事を搬送する。女子中間ケアセンター（仮称）については、東日本成人矯正医療センターで調理した食事をチルド運搬し、女子中間ケアセンター（仮称）にて再加熱するものとする。

(b) 業務概要

- 運営準備業務

- 厨房設備・機器等の整備、管理、更新
 - 献立の作成等
 - 食事・飲料等の給与
 - 配膳、下膳
 - 衛生管理
 - 非常時等の対応
 - 食器等の給貸与
 - その他
- b 衣類・寝具等の提供業務（対象：矯正施設及び矯正研修所）
- (a) 基本的考え方
- 対象施設に収容されている者の適切な収容環境及び職員の適切な執務環境を確保するために、衛生管理体制を構築し、衣類・寝具等を提供する。
- (b) 業務概要
- 運営準備業務
 - 洗濯設備、機器等の整備、管理、更新
 - 衣類、寝具の調達、管理、更新
 - 洗濯
 - 搬送
 - 雑具・日常必需品の給貸与
- c 清掃・環境整備業務（対象：全施設）
- (a) 基本的考え方
- 各対象施設・敷地内の定期清掃及び日常清掃を実施するほか、国際法務総合センター敷地内並びに児童公園及び開放緑地の植栽管理及び環境整備を行うものとする。
- (b) 業務概要
- 機器・備品の調達、管理、更新
 - 清掃・環境整備
 - 植栽管理
 - 病虫害駆除
 - 衛生管理
 - 廃棄物の回収管理
- d 理容等（対象：矯正施設）
- (a) 基本的考え方
- 対象施設において、理容器具の調達・管理・更新、調髪、爪切り及び電気かみそりの整備・管理（滅菌消毒を含む）・更新・貸与を行う。女子中間ケアセンター（仮称）においては調髪のみを行う。
- (b) 業務概要
- 理容器具の調達、管理、更新（女子中間ケアセンター（仮称）を除く。）
 - 調髪
 - 爪切り及び電気かみそりの整備、管理、更新（女子中間ケアセンター

(仮称)を除く。)

e 職員食堂運営<独立採算業務>(対象:矯正施設及び矯正研修所)

(a) 基本的考え方

対象施設の職員等を対象とした職員食堂運営を独立採算事業として実施する。なお、厨房機器を整備するのは東日本成人矯正医療センター及び矯正研修所である。

(b) 業務概要

- 運営準備業務
- 厨房機器等の整備、管理、更新
- 献立の作成等
- 食事、飲料等の給与
- 残飯処理
- 衛生管理
- 非常時等の対応
- その他

f 研修員等に係る寝具の洗濯業務<独立採算業務>(対象:矯正研修所、公安調査庁研修所及び国連アジア極東犯罪防止研修所(法務総合研究所国際連合研修協力部)・法務総合研究所国際協力部)

(a) 基本的考え方

研修所を利用する研修員等の寝具等の洗濯等の業務を独立採算事業として実施する。

(b) 業務概要

- 研修員等に係る衣類・寝具カバー類の洗濯等
- その他の寝具等の洗濯等

(g) 医療業務支援

a 医療情報システム業務(対象:矯正施設)

(a) 基本的考え方

被収容者等の診療関連情報について、記録・運用する医療情報システムを導入・更新・運用・保守し、矯正医療の質の向上に資するよう診療情報の一元管理及び蓄積を行う。

(b) 業務概要

- 医療情報システムの導入・更新
- 医療情報システムの運用・保守

b 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務(対象:矯正施設)

(a) 基本的考え方

対象施設で使用する医療機器等を調達し、それらが本来の性能をもって継続的に使用できるよう適切に維持管理し、診療現場において適切に利用できるようにする。

(b) 業務概要

- 運営準備業務

- 医療機器等の整備
- 医療機器等の維持管理
- 医療機器等の更新
- c 医療器具の滅菌及び消毒業務（対象：矯正施設（女子中間ケアセンター（仮称）を除く。））
 - (a) 基本的考え方

対象施設内で発生する使用済み医療器具について、国が指定する場所から回収し、医療器具の洗浄・消毒・滅菌を行い、消毒及び滅菌された医療器具を適時・的確に国に提供する。
 - (b) 業務概要
 - 回収、洗浄、消毒、滅菌
 - 医療器具の払出し・管理
 - 医療器具の廃棄
 - 滅菌・消毒業務管理
- d 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務（対象：矯正施設）
 - (a) 基本的考え方

対象施設で使用される医薬品・診療材料及びそれらに係る消耗品等を一元的に管理し、迅速で正確な供給体制と在庫・購買・消費に関する管理の適正化を実現する。
 - (b) 業務概要
 - 医薬品、診療材料等の管理計画策定
 - 搬送資器材の調達
 - 医薬品・診療材料管理
 - 消耗品管理
 - 搬送・管理
- e 医療関係事務支援業務（対象：矯正施設）
 - (a) 基本的考え方

法令等に従い、適切かつ確実に医療関係事務支援を実施する。
 - (b) 業務概要
 - 自己負担治療に対する事務手続
 - 外部医療機関との連絡調整
 - 関係文書の作成、管理
 - 医療事務支援
- f 人工透析業務（対象：矯正施設）
 - (a) 基本的考え方

人工透析治療が必要な被収容者等に対し、人工透析治療を実施する。
 - (b) 業務概要
 - 人工透析機器等の管理、更新
 - 物品等の搬送
 - 人工透析準備

- 人工透析の実施
- 病状急変時の対応
- 人工透析終了時の対応
- その他

(7) 事業期間

事業契約後から令和19年3月まで（約11年間）。

(8) 事業スケジュール

基本協定書の締結	令和8年2月頃
事業契約の締結	令和8年2月頃
準備期間	事業契約締結後～令和9年3月
事業開始	令和9年4月
維持管理・運営期間	令和9年4月～令和19年3月
事業終了	令和19年3月

(9) 事業者の収入

ア 基本的考え方

事業者は、本事業において、対象となっている業務を事業者の責任により一体として実施するものであるため、国は、事業者が独立採算事業として実施するものを除き、事業者の実施に係る対価を一体のものとしたPFI事業費を本事業の維持管理・運営期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。

ただし、事業者が本事業を実施するために直接必要となる施設の光熱水の使用については、これを無償とする。

なお、本事業のうち、独立採算業務として実施する職員食堂運営及び研修員等に係る寝具の洗濯業務に係る全ての費用・資産（光熱水費を含む。）は事業者が負担・保有することとし、PFI事業費に含まないものとする。

おって、事業者は環境負荷軽減に寄与する内容となるよう、光熱水量の削減をできる限り図りつつ、本事業を実施すること。

イ 支払方法

国は、令和9年7月を第1回とし、令和19年4月を最終回として、四半期ごと、全40回に分けてPFI事業費を支払う。

PFI事業費のうち、被収容者等の調髪に係る経費、食料費並びに人工透析に必要な薬品費及び消耗品費については、四半期ごとの実績に応じ、精算払いとする。この場合の食料費は、当該四半期における施設ごとの被収容者等の延べ収容人員に契約書に定める金額を乗じた額とする。

国は、消費税相当額をPFI事業費と併せて支払う。

(10) 事業期間終了時

事業者は、維持管理・運営期間中の維持管理、運營業務を適切に行うことにより、事業終了時においても、国が整備したセンターの設備、機器、什器、備品等を要求水準に示す良好な状態に保持しなければならない。

また、本事業において事業者が整備した設備、機器、什器、備品等（以下「事業者管理資産」という。）については、国が所有し、事業者の責任と費用負担において事業期間にわたり要求水準に示す良好な状態に保持するものとする。

ただし、事業者管理資産のうち、収容関連サービス業務を遂行するために整備した設備、機器、什器、備品等については事業者が所有し、原則として、事業期間終了日以降、国と事業者とが協議して定める日までに、事業者の責任と費用負担により収去し、原状回復を行うものとする。

(11) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施に当たって遵守すべき主な法令は次のとおりである。

会計法(昭和22年法律第35号)

国家公務員法(昭和22年法律第120号)

食品衛生法(昭和22年法律第233号)

国有財産法(昭和23年法律第73号)

少年法(昭和23年法律第168号)

消防法(昭和23年法律第186号)

医療法(昭和23年法律第205号)

国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)

建築基準法(昭和25年法律第201号)

官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)

高圧ガス保安法(高圧ガスを用いる冷凍機を設置する場合)(昭和26年法律第204号)

水道法(昭和32年法律第177号)

国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)

電気事業法(昭和39年法律第170号)

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

騒音規制法(昭和43年法律第98号)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

振動規制法(昭和51年法律第64号)

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和5

4 年法律第 4 9 号)

浄化槽法(浄化槽を設置する場合)(昭和 5 8 年法律第 4 3 号)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 6 0 年法律第 8 8 号)

環境基本法(平成 5 年法律第 9 1 号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 1 0 年法律第 1 1 4 号)

ダイオキシン類対策特別措置法(廃棄物焼却炉を設置する場合)(平成 1 1 年法律第 1 0 5 号)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 1 2 年法律第 1 1 6 号)

健康増進法(平成 1 4 年法律第 1 0 3 号)

個人情報保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 1 7 年法律第 5 0 号)

少年院法(平成 2 6 年法律第 5 8 号)

少年鑑別所法(平成 2 6 年法律第 5 9 号)

その他関係法令、条例、基準等

(12) 実施方針の変更

実施方針の公表後の民間事業者からの意見等を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更の内容は、第 2 の 3 (6) の入札説明書等に反映する。実施方針の変更を行った場合には、法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 基本的考え方

本事業を P F I 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合において、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた国の財政負担の縮減が期待できるとき、又は財政負担が同一の水準である場合において、サービスの水準の向上を期待できるときには、P F I 法に基づく特定事業として選定する。

(2) 選定の手順

国の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。国が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。また、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

民間事業者の選定方法については、サービスの対価の額に加え、維持管理及び運営業務に関する能力等を総合的に評価するため、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）により実施することとする。

2 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和7年4～5月	入札説明書の公表
令和7年6～7月	資格審査書類の受付
令和7年6～7月	資格審査結果の公表
令和7年10月	入札及び提案書類の締切り
令和7年11月	落札者の決定、公表

3 選定手続等

(1) 実施方針の公表

実施方針（参考資料を含む。以下同じ。）を公表し、閲覧に供する。

＜実施方針の閲覧＞

ア 閲覧期間

令和7年2月18日（火）から同年3月3日（月）まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 閲覧時間

午前10時から午後5時まで

ウ 閲覧場所

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

なお、実施方針は、法務省ウェブサイトでも閲覧できる。

<https://www.moj.go.jp/>

(2) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針等に記載された内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

<実施方針に関する質問及び意見の受付>

ア 受付期間

令和7年2月18日（火）から同年3月3日（月）午後5時までに必着のこと。

イ 提出方法

質問又は意見の内容を簡潔にまとめて質問書（様式1）又は意見書（様式2）に記載し、電子メールにてMicrosoft Excelにより作成されたファイル添付により、次の係あて提出のこと。

なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは受け付けない。

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

電子メールアドレス：prison-pfi@i.moj.go.jp

(3) 実施方針に関する質問回答

上記（2）により受け付けた質問及びこれに対する回答は、令和7年3月までに公表することを予定しており、公表後は次のとおり閲覧に供する。

なお、質問の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わるもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

<質問回答の閲覧>

ア 閲覧期間

実施方針等に関する質問回答公表後、14日間（休日を除く。）とする。

イ 閲覧時間

午前10時から午後5時まで

ウ 閲覧場所

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

なお、実施方針に関する質問回答は、法務省ウェブサイトでも閲覧できる。

<https://www.moj.go.jp/>

(4) 質問、意見に対するヒアリング

民間事業者から提出のあった質問、意見のうち、国が必要と判断したものについては、当該事業者から直接ヒアリングを行うことを予定している。

(5) 特定事業の選定

国は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業がPFIの手法により実施すべき事業か否かを評価し、PFIの手法により実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を法務省ウェブサイトへの

掲載その他適宜の方法により公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合であっても同様に公表する。

(6) 入札説明書等の公表

特定事業の選定を行った場合には、本事業の落札者を総合評価落札方式により選定することとし、その旨官報により公告し、公告内容及び入札説明書等を法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(7) 質問受付

入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。質問受付の方法等は、入札説明書に明示する。

(8) 資格審査書類の受付

応募者には、入札説明書等に定める参加表明書及び資格審査に必要な資料の提出を求める。資格審査書類の受付の方法等は、入札説明書に明示する。

(9) 資格審査結果の通知

国は、上記（８）により提出された資料に基づき、資格審査を実施し、その可否を応募者に通知する。

(10) 質問回答の公表

国は、入札説明書等に記載した内容に関する質問及びこれに対する回答を公表する。公表の方法は、法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法による。

なお、質問の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わるもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

(11) 競争的対話の実施

国は、応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、また、国の意図と応募者の提案内容との間にそごが生じないようにすることを目的として、各応募者に対し、対面方式による競争的対話の場を設けることを予定している。

具体的な実施時期、実施方法及び留意事項等は入札説明書に明示する。

(12) 提案審査書類の受付

資格審査の合格者に対しては、入札説明書等に基づき、本事業に関する提案内容を記載した書類（以下「提案審査書類」という。）及び入札価格の提出を求める。提案審査書類の受付の方法等は、入札説明書に明示する。

(13) ヒアリング

国は、提案審査書類について、ヒアリングを行う。ヒアリングの方法等は入札説明書に明示する。

(14) 落札者の決定

国は、あらかじめ定めた客観的な審査基準に基づき、落札者を決定し、通知する。

(15) 提案審査結果の通知及び公表

国は、審査結果及び入札結果について、法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(16) 基本協定の締結

国は、落札者と本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(17) 事業契約の締結

国は、基本協定の定めるところにより、落札者が会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、本事業の実施を目的として設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と事業契約を締結する。事業契約締結後、国は事業契約を締結した旨を法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

4 応募者等の要件

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、複数の企業及び医療法人等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

イ 応募者のうち、SPCに出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業を「構成企業」、構成企業以外に、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している企業等（人工透析業務を実施する医療法人等を含む。）を「協力企業等」といい、応募者は、応募グループを構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。

ウ 応募グループの構成企業による出資比率の合計は、全体の50パーセントを超えるものとし、代表企業の出資比率は、出資者中最大とする。なお、構成企業以外の者がSPCの出資者となることは可能であるが、事業期間全体にわたって、当該出資者による出資比率は出資額全体の50パーセントを超えてはならない。

エ 全ての出資者は、原則として事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

オ 一のグループの構成企業及び協力企業等は、他の応募グループの構成企業及び協力企業等となることはできない。

カ 矯正施設の運営に携わる者としてふさわしくない者は、構成企業、協力企業等及び出資者となることはできない。

キ 構成企業及び協力企業等の変更は認めない。ただし、構成企業又は協力企業等の倒産等やむを得ない事情が生じた場合は、国がその事情を検討の上、可否の決定をするものとする。

(2) 応募者の要件

ア 全ての応募者は、次の要件を満たす者であること。

(ア) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。

(イ) 人工透析業務を実施する医療法人等を除いて、本事業に係る業務に対応した一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(ロ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(ハ) 国が本事業について、アドバイザー業務を委託した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（(ロ)において同じ。）。

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

・PwCアドバイザー合同会社

(ニ) 第2の5（1）イの事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(ホ) 参加表明書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から入札書及び第2次審査資料の提出期限の日までの期間に、法務省から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」（平成7年1月23日付け法務省営第191号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。ただし、指名停止措置要領別表第1の措置要件に該当する指名停止措置であって、指名停止期間が2週間以下のものである場合において、法令違反を根拠とするものでないときは、この限りでない。

イ 施設維持管理・運営業務に係る企業の参加資格要件

(ア) 施設維持管理・運営業務に携わる構成企業又は協力企業等（人工透析業務を実施する医療法人等を除く。）は、令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」、等級は「A」、「B」又は「C」に格付けされている者であること。なお、複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においてもこの要件を満たすこと。

(イ) 給食業務に携わる構成企業又は協力企業等は、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する大量調理施設の運営能力及び調理実績を有し

ているほか、HACCPに対する相当の知識を有している者を配置できること。
なお、「相当の知識を有している者」とは、HACCP認証取得施設、ISO 22000 認証取得施設又は地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの調理施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する審査員資格等のいずれかを有している者をいう。

- (ウ) 給食業務、衣類・寝具の提供業務、清掃・環境整備業務並びに医療器具の滅菌及び消毒業務に携わる構成企業又は協力企業等は、一般財団法人医療関連サービス振興会の認定するサービスマークの認定を受けていること。
- (エ) 人工透析業務を実施する医療法人等は、平成16年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、1年以上の人工透析治療の実績を有する次のいずれかの要件を満たす法人であること。
 - a 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
 - b 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置している者
 - c 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設している者
 - d 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人のうち、病院の運営を目的とする者
 - e 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者(都道府県及び市町村を除く。)

5 事業者選定に関する事項

(1) 基本的考え方

- ア 応募者の審査及び選定に当たっては、透明性、客観性及び公平性の確保に努めるものとする。
- イ 応募者の提案審査は、学識経験者により構成される事業者選定委員会において行う。事業者選定委員会の委員は、入札説明書に明示する。
- ウ 事業者選定委員会は、あらかじめ設定し公表する「事業者選定基準」に従って、価格のみならず、民間事業者からの提案内容について、施設維持管理及び運営の各業務に関し、応募者の創意工夫や独自性の観点を中心に評価を行い、審査結果を国に報告する。
- エ 国は、事業者選定委員会により提示された審査結果を基に、契約を締結する事業者を決定する。

(2) 事業者の選定

事業者の選定は、資格審査及び提案審査の2段階審査により行う。

国は、資格審査において提案審査書類の提出者を選定し、提案審査の結果を基に落札者を最終決定するものとする。

各審査の主な視点は次のとおりとする。

資格審査	・資格審査 ・本事業に対する基本的な考え方 ・事業者の実施体制
提案審査	・本事業の各業務に関する具体的な提案内容（事業計画、維持管理、運営に係る事項） ・入札価格（国がSPCに支払うサービス対価の金額）

(3) 選定結果の公表

審査及び選定の結果については、法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

国は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、応募者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

6 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、国は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案については、国が事業者選定過程に関する事項の公表を行う以外には使用しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている、物品、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った者が負うものとする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で適正なサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、国が責任

を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

国と事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表」によるものとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書に明示し、最終的には事業契約書において定める。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担することとする。また、不可抗力によるものなど、国及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約書において定める。

(4) 被収容者等の行為に起因して発生する増加費用及び損害

被収容者等の行為に起因して発生する増加費用及び損害であって、当該行為について、国及び事業者の双方に責めに帰すべき事由がない場合の当該増加費用及び損害の負担については、次の考えによることとし、具体的には事業契約書において定める。

ア 被収容者等の行為によって、事業者管理資産が損壊又は滅失した場合

(ア) 被収容者等の行為が、通常の使用の範囲内であった場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、事業者の負担とする。

(イ) 上記以外の場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。

イ 被収容者等の行為によって、国の職員、従事職員及び第三者(被収容者等を含む。)に損害が発生した場合

当該損害に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。

(5) 事業者が本事業を実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が追うべき責任

ア 本事業を実施するに当たり、事業者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(ア) 国が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合は、国は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(イ) 事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害

賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

イ 本事業を実施するに当たり、事業者が、故意又は過失により、国に損害を加えた場合は、事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を除く。）。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務のサービス水準は、要求水準書による。

3 人工透析業務の実施に係る条件等

人工透析業務の実施に係る条件等については、別紙1によるものとする。具体的な内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、事業契約書において定める。

4 機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等

機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等については、別紙2によるものとする。具体的な内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、事業契約書において定める。

5 国による事業の実施状況のモニタリング

(1) 目的

国は、事業者が定められた業務を確実に実施し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、財務状況について把握するために、モニタリングを行う。

(2) 実施方法

モニタリングの具体的な方法については、事業契約書において定めることとする。

(3) 実施時期

モニタリングは、準備期間、維持管理・運営期間及び事業期間終了時の各段階で行う。

なお、事業終了時の水準は、要求水準書による。

(4) 実施効果

モニタリングの結果、要求水準書に規定した要求水準が達成されていない場合には、国はサービスに対する対価の減額等を行う。減額の考え方については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、事業契約書において定める。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

地名地番	東京都昭島市もくせいの杜
敷地面積	約18.3万㎡
用途地域等	第2種住居地域

2 施設の概要

センターを構成する各施設の概要は以下のとおりであり、女子中間ケアセンター（仮称）は令和7年11月に完成の予定である。

施設名	敷地面積	延床面積	被収容者数	その他
東日本成人矯正医療センター	55,341.41 ㎡	49,530.92 ㎡	580 人	
東日本少年矯正医療・教育センター		13,888.06 ㎡	210 人	
女子中間ケアセンター（仮称）	51,914 ㎡	20,936.73 ㎡	420 人	
東京西少年鑑別所	9,924.15 ㎡	4,276.00 ㎡	80 人	
矯正研修所	20,339.87 ㎡	18,612.72 ㎡	—	研修定員 400 人
職員宿舎	28,283 ㎡	27,260.5 ㎡		414 戸
児童公園	4,584.77 ㎡			
国連アジア極東犯罪防止研修所 （法務総合研究所国際連合研修協力部）・法務総合研究所国際協力部	9,002.68 ㎡	10,707.05 ㎡	—	研修定員 55 人
公安調査庁研修所	4,000.19 ㎡	5,490.71 ㎡	—	研修定員 80 人
合計	183,390.07 ㎡	150,702.69 ㎡	1,330 人	

第5 提案内容等又は協定の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

提案内容、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、国と事業者は、誠意を持って協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等については、事業契約書において定めるものとする。

また、基本協定、事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合には、事業契約で定める事由ごとに、国及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合には、次の措置を採ることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を達成していないことが判明した場合には、国は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、国は事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、その他事業者が事業契約に違反し、本事業の目的を達することができないと認める場合には、国は、事業契約を解除することができる。
- ウ 上記ア又はイのいずれの場合においても、国は、事業契約に基づき、事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 国の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができる。
- イ 上記アの場合において、事業者は事業契約に基づき、国に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 不可抗力その他国又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、国と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- イ 一定の期間内に協議が整わない場合は、事前の書面による通知により、国及び事業者は、事業契約を解除することができる。
- ウ 上記イの場合における国からの支払い等については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、事業契約書において定めることとする。
- エ 不可抗力の定義については、事業契約書において定めることとする。

3 金融機関（融資団）と国との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、国は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接契約を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に係る法制上及び税制上の措置等は予定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、国と事業者で協議するものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国は可能な範囲で必要な協力を行う。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 選定手続への参加に伴う費用負担

参加表明書及び審査に必要な書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

2 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

別紙 1 人工透析業務の実施に係る条件等

人工透析業務の実施に係る条件等については、次の考えによることとし、具体的には事業契約書において定める。

1 業務の委託

人工透析業務のうち、医師でなければ行ってはならない医業に係る業務については、事業者から協力企業等として応募グループに参加した医療法人等に再委託するものとし、業務委託契約を締結した後、速やかに、当該契約書の写しを国に提出すること。

2 国への協力

事業者は、国が監督官庁である都道府県知事から医療法等の関連法令に規定する指示等を受けて、管理者等として講ずる措置について、必要な協力を行うこと。

3 国による人工透析実施に対する承諾

事業者は、国が必要と認める場合には、刑事施設の職員である医師が、人工透析機器を使用して被収容者等への人工透析治療を実施することがあることをあらかじめ承諾すること。その場合、事業者は当該被収容者等への人工透析治療の実施義務を免れる。その際、国の責めに帰すべき事由により、人工透析機器を損壊させた場合の増加費用又は損害は、国が負担する。

4 損害賠償

人工透析治療の実施に当たり、事業者(医療法人等を含む。)の責めに帰すべき事由により、被収容者等に損害を与えた場合の増加費用及び損害は、第3の1(5)に従って事業者が負担する。

5 人工透析業務の終了時の措置

事業者が、本事業の終了までに、事業者(医療法人等を含む。)の事由により、人工透析業務を終了する場合には、国に対し、終了予定日の3年前までに書面により通知すること。また、終了予定日までの間に、人工透析業務を実施する代替医療法人等を確保すること。

なお、終了予定日に代替医療法人等を確保できなかった場合は、人工透析業務の終了の時点から事業期間が終了するまでの期間における人工透析業務の実施に必要な費用の合計金額の100分の3に相当する違約金を国に支払う。

6 モニタリング

人工透析業務については、他の業務と同様に、「第3の5 国による事業の実施状況のモニタリング」に定めるモニタリングを実施する。モニタリングの結果、事業者(医療法人等を含む。)の責めに帰すべき事由により、要求水準書に規定した要求水準が達成されていない場合には、国はサービスに対する対価の減額等を行う。

7 対価の支払方法

人工透析業務に関する P F I 事業費は、次の方法により支払う。

支払方法	対象費用
《固定費払い》 定員（60名）に対して、常に人工透析を実施できる状態を維持するために必要な費用	・人工透析機器の更新費 ・人工透析機器の維持管理費 ・医師その他の医療スタッフの人件費
《実績払い》 人工透析の実施実績により変動する費用	・薬品費、消耗品費

別紙 2 機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等

機器、備品及び医療機器等の所有及び更新等については、次の考えによることとし、具体的には事業契約書において定める。

1 備品及び医療機器等の分類

機器、備品及び医療機器等（以下「備品等」という。）は主に次のとおりに分類される。

なお、収容関連サービス業務の備品等の調達形態は、民間事業者が購入し所有する方法のみならずリース契約等により使用权を有する方法も可能とする。

調達者と 調達方法	本事業開始時点において 国が保有	国が事業契約とは 別に自ら調達	民間事業者が 事業契約に基づいて調達	
所有者	国	国	国	民間事業者
使用者	国	国	国	民間事業者
対応業務	収容関連サービス業務以外			収容関連サービス業務

2 劣化等に伴う更新等

民間事業者は、要求水準書別紙 2 に規定する更新回数に応じた更新費用（調達費用と同額）をあらかじめ見込んでおくこと。国は、民間事業者による調達が予定されている備品等について、劣化等により保守管理では必要な機能を満たすことが困難であると判断した場合には民間事業者に更新を求めることとする。この場合、別紙 2 に規定する更新回数までの更新費用は事業者の負担とする。ただし、この更新回数には、事業者の責めに帰すべき事由に基づいて更新した場合や契約不適合の担保責任を負う期間内での契約不適合に基づく更新は含めない。

3 事業期間終了時の措置

民間事業者は民間事業者が所有する機器等について、事業期間終了日以降、国と事業者が協議して定める日までに、事業者の責任と費用負担により収去し、現状回復を行うこと。